

平成 20 年 3 月 7 日

奈良県食品安全安心懇話会専門部会案

1 取り組み課題

奈良県下の食品企業における企業姿勢の在り方と品質保証体制の確立

2 取り組み方法の概要

懇話会の構成委員より消費者、生産分野、営業・製造・加工分野、流通分野、有識者分野の代表委員を選出して専門部会を組織し、行政の参加を得て下記に示す対策項目 [平成 19 年 9 月 13 日懇話会資料の一般的な対策項目 (1-(3)-①～⑨)] について具体的な情報を記載した参考資料を作成し、これをタタキ台として各対策項目ごとに懇話会の各委員の出身分野における“現状の対策”、“現状の課題”、“今後望まれる対策”を報告願ひ、これらを報告書として纏める。

なお“リスク評価におけるリスクとハザードの認識”は本テーマの一環として取り組む。

3 専門部会のメンバーの選出

基本的には参加意識を高めるため、次の分野よりメンバーを選出する。

- | | |
|---------------|---|
| (1)消費者 | 消費者代表の 4 委員より 1～2 名選出 |
| (2)生産分野 | 生産者代表の 3 委員より 1～2 名選出 |
| (3)営業・製造・加工分野 | 営業・製造・加工者代表の 2 委員より 1～2 名選出
食品製造業については臨時参加を要請も考慮する |
| (4)流通分野 | 流通者代表の 2 委員より 1～2 名選出 |
| (5)有識者分野 | 学識経験者の 4 委員より 1～2 名選出 |
| (6)行政 | 食品・生活安全課より事務局を含め 2 名参加 |

専門部会委員：7 名～12 名

ただし、一応前記の専門部会委員を選出するも、実質的には、消費者、生産分野、製造・加工分野、流通分野代表の 5～6 名と有識者分野代表、事務局よりの参加者でワーキングチームを組んで取り組む。

4 対策項目

9 月 13 日懇話会資料の 1-(3)-①～⑨に記載の項目について、次の分類において具体的な情報を記載した資料を作成する。

- (1)企業モラルとコンプライアンスの遵守 (9 月 13 日懇話会資料 1-(3)-①～③)
- ①企業倫理の確立 (企業モラルの構築、従業員の個人モラルの)
 - ②コンプライアンスの徹底 (法令遵守、社是遵守)

- ③経営トップのコミットメントの明示（社是、社長公約など）
- ④企業の社会貢献（CSR）
- (2)内部牽制システムの構築（同④）
- (3)品質保証体制の構築（同⑤）
 （厚生労働省平成20年度重点監視指導事項、農水省食品産業振興課平成20年度食品企業信頼確保対策を考慮）
 - ①リスク評価（ハザード、その他のリスク要因）
 - ②リスクマネジメント
 - i) 企業の行動規範
 - ii) 衛生管理対策マニュアル
 - iii) 事故対応対策マニュアル
 - iv) 記録の作成と保存
 - v) 食品表示対策（一般対策、消費・賞味期限と根拠など）
 - ③リスクコミュニケーション（消費者、取引業者、行政、マスコミ）
- (4)法整備と行政の監視指導体制の強化（同⑥、⑦）
 - ①現行の法体系の不備と今後の強化内容
 - ②現行の監視指導体制の問題点と将来望まれる在り方
- (5)その他（同⑧、⑨）
 企業コスト削減のモラル、消費者の購買志向の課題など
- (6)既存の食品安全マネジメントシステム、危機管理システムの現状（同1-(4)）
 HACCP、ISO9001、ISO22000、リスクマネジメントシステムの取り組み、導入状況の現状またはこれらへの要望など

5 報告原稿の執筆依頼要領

参考資料を添えて執筆要領を決めて懇話会委員に依頼する。執筆要領には予め特に重点的に記載願いたい事項を出身分野別に提示する。

6 実践タイムスケスケジュール

- (1)基本方針、対策の確認
- (2)専門部会、ワーキングチームの結成 以下同じ
- (3)依頼状、参考資料の作成
- (4)各分野における課題についての現状、要望の原稿の執筆
- (5)原稿の締め切りと整理、編集
- (6)報告書の提出

以上